



令和7年度

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業

出典：一般財団法人日本建築防災協会
「あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！」

撤去費用の

2/3 かつ

上限 20万円

(フェンスや門柱の撤去費用は除きます。)

危険ブロック塀等の撤去費用を補助します！

申込期間

令和7年4月1日～令和8年1月30日まで

※募集件数に達した場合、申込期間内でも募集を打ち切る場合があります。

対象ブロック塀等

募集件数

15件

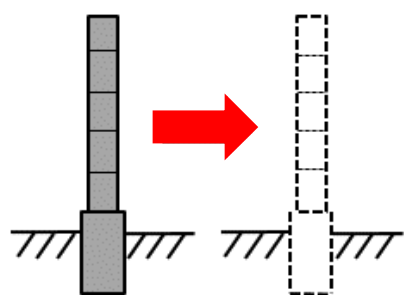
指定された小学校の通学路※1に面する、道路からの高さが60cm以上で、点検等により倒壊の危険性等があると判断されたブロック塀等

※1 秋田市立小・中学校通学路設定に係る事務取扱要領により定められた小学校の通学路

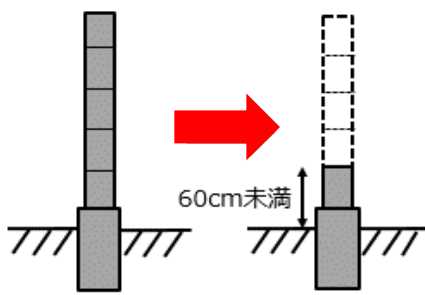
補助対象者

危険ブロック塀等を所有し、市税の滞納がなく、建設業者等と危険ブロック塀等の除却工事等の契約を締結し着手する方 ※補助要件など、詳しくはお問合せください。

補助対象工事

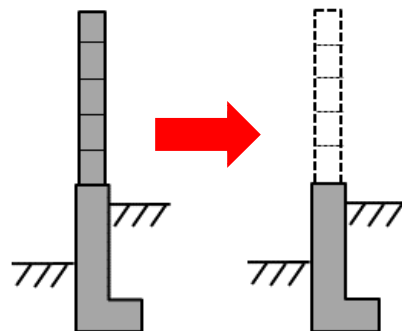


(1) 全てを除却する工事



(2) 道路からの高さを60cm未満にする工事

※L字側溝に接している場合の高さは、側溝の肩から計測する。



(3) 基礎が擁壁の場合、基礎以外をすべて除却する工事

※基礎が倒壊のおそれのない場合に限る。

申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談をしてください。

【問合せ・受付窓口】

秋田市都市整備部 建築指導課 企画・指導担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階

電話 018-888-5769 FAX 018-888-5763

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp ※郵送およびメールでの受付はしていません。



出典：群馬県富岡市
危険ブロック塀倒壊実験動画

申請手続きの流れ



※1 交付決定前に、工事契約および工事着手してしまうと補助金を交付できませんのでご注意ください。

※2 令和8年3月19日までに提出が必要です。

申請に必要な書類

申込書等の様式は、秋田市ホームページからダウンロードすることができます。

工事着工前と工事完了時に、申請・報告が必要です。

交付申請(工事着工前)			
☐	交付申請書【様式第1号】(☐ 申請者が事業者の場合、要綱第7条第2項に該当)		
☐	付近見取図(地図)		
☐	所有者が確認できる書類 (納税通知書、固定資産税課税台帳兼名寄帳(最新年度のもの)又は登記事項証明書等の写し)		
☐	納税証明書 (市税に未納がない証明書 最新年度)	又は ☐	市税納付に関する調査同意書 【様式第2号】
☐	点検表【参考様式】		
☐	着手前写真 (全景、高さ(一番高い部分)・厚さ・延長の寸法が分かるもの、傾斜や亀裂等が確認できるもの)		
☐	撤去費用の見積書の写し(工事の詳細・範囲が分かるもの)		
☐	委任状【参考様式】 ※本人以外が提出の場合、委任状が必要です。		

完了報告(工事完了時)	
☐	完了実績報告書【様式第9号】
☐	撤去工事に関する契約書の写し(※注文書の場合は、注文請書の写し)
☐	撤去工事に要した費用の請求書の写し
☐	工事写真(工事中、完了後の状況が確認できるもの) ※高さを60cm未満に減ずる工事の場合は、完了後の高さが60cm未満であることが確認できるもの
☐	請求書【様式第12号】